

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)
重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

・医院名	山 田 医 院
・開設年月日	平成 6 年 10 月 13 日 (開設者: 医療法人社団 楽山会)
・所在地	富山県射水市三ヶ 835 番地
・電話番号	TEL 0766-55-3322 / FAX 0766-55-8933
・管理者名	院長 赤 羽 一 秀
・介護保険事業所番号	1611910629

(2) 目的と運営方針

通所リハビリテーションは、要介護状態または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその目標を設定し、利用者が自分らしく生きがいをもって毎日を過ごせるようになるために、通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）計画に基づき通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を行います。

通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者、市町村、地域の保健医療福祉サービスおよび地域包括支援センター、居宅サービス事業者等との連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

(3) 職員体制

	常 勤	非常勤又は兼務	夜間	備 考
・医 師	2			専任 (うち 1 名は専任)
・看護・介護職員	1 以上	1 以上		
・支援相談員		1		兼務
・理学、作業療法士	1	(1)		() は兼務
・事務職員	1			
・その他	2	4		

(4) 通所定員　　・定員 10 名

2. サービス内容

① 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の作成

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき当院をご利用いただき、理学・作業療法そ

の他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学・作業療法士、その他専ら通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されます

- ② 医学的管理・看護
- ③ 機能訓練（リハビリテーション）
- ④ 相談援助サービス
- ⑤ 行政手続代行
- ⑥ その他

3. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用料金

- (1) 介護保険給付の自己負担額は、介護保険法で定める一部負担金の額をご負担頂きます。
- (2) 支払い方法

- ・毎月 12 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座振替の方法があります。利用申込み時にお選びください。

4. 協力医療機関等

当院では、つぎの医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしております。

＜協力医療機関＞

- ・射水市民病院 住所：射水市朴木 20 番地

＜協力歯科医療機関＞

- ・デンタルオフィス RISEI 住所：射水市三ヶ 835 番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、あらかじめお届け頂いた緊急連絡票に基づき連絡いたします。

5. 医院利用に当たっての留意事項

- ・ 診療、看護・介護、リハビリテーション等については医師、看護職員、理学療法士、支援相談員等の関係職員の指示に従ってください。
- ・ 通所サービス利用にあたって秩序を保ち、親睦に努めてください。
- ・ 面会をご希望される方は、当院受付窓口までお申し出ください。
- ・ 通所利用の方は、院長が利用者の病状等からみて必要と認める場合は、往診又は、通院を認めますが、不必要に往診を求めたり通院をすることは認められません。
- ・ 医院の衛生環境保持のための指示には従ってください。
- ・

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 非常通報装置、スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知設備、屋内消栓

設備、避難器具等

- ・ 防災訓練 年2回（うち1回は夜間想定訓練）

7. 禁止事項

当院では、ご利用の方に安心してリハビリテーションを行っていただくために、営利行為、宗教の勧説、特定の政治活動は禁止します。他の利用者への迷惑行為も禁止します。

火災防止及び受動喫煙防止のため、当院建物敷地内での喫煙は禁止されています。

8. 要望及び苦情等の相談

当院への要望や苦情などは支援相談員までお気軽にご相談ください。

（電話 0766-55-3322）

9. 苦情処理の体制

当院は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を常設しております。苦情処理の体制及び概要については別紙「利用者家族からの苦情処理の概要」に基づき対応することとしております。

苦情を受け付けた場合には、苦情処理表に記録し当該苦情の内容等の事実確認を行うとともに、その対応を検討し苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行います。

10. 事故発生時の対応

当院は、通所者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、通所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、事故の状況及び事故に際して採った処置については記録し、また、通所者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

11. その他

その他、当院の利用にあたって不明な点は遠慮なくお問い合わせください。

別紙 利用者家族からの苦情処理の概要

当施設のサービス内容に対し、ご意見、要望や苦情がありましたら



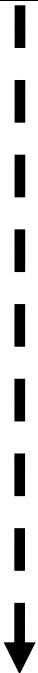
- 当施設には、ご意見や苦情申し出の常設窓口として
支援相談員がおりますので、ご自由にお申し出ください。

<常設窓口>

支援相談員 酒井 幸則
(電話 0766-55-3322)



- お寄せいただいたご意見、要望や苦情等は、施設長へ報告のうえ
施設の「苦情処理委員会」等で、改善策について検討し、
その結果をお申し出いただいた利用者の方へお伝えいたします。



直接、各市町村・保険者などに申し出ることもできます。

外部苦情申立機関 (連絡先電話番号)	射水市 福祉保健部 介護保険課	0766-51-6627
	富山市 福祉保健部 介護保険課	076-443-2041
	高岡市 福祉保健部 長寿福祉課	0766-20-1375
	富山県国民健康保険団体連合会 情報・介護保険課 苦情相談窓口	076-431-9833
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

当施設を利用され、ご意見・ご要望・苦情等がございましたら
つきの担当支援相談員へお申し出ください。

<担当者>支援相談員 酒井 幸則

施設長